

河川協力団体指定に関する質問と回答 【利根川下流河川事務所】

平成25年12月19日現在

質問日	質問	回答
12月13日	当社は建設業者になりますが、河川協力団体の指定を受けることは出来ますか。	民間企業であっても審査基準を満たしていれば指定を受けることができます。 なお、審査基準では活動内容が非営利であることを要件にしていますので、これに該当するかがポイントになります。
12月19日	申請した活動範囲以外の河川で同じような活動を行う場合に、事前連絡や報告が必要になりますか。	河川協力団体制度に基づく報告等は河川協力団体指定証に記載された範囲内のみを対象にするものです。 この範囲外のボランティア活動等について河川協力団体制度に基づく報告等は必要ありませんが、河川協力団体としての活動にはなりません。
12月19日	河川協力団体に指定されることで、今後、入札の総合評価などで加点対象になる見込みはありますか。	現在の所、入札制度における加点対象となるといった具体的な話はありません。
12月19日	申請ができる団体は、NPOなどの法律に基づいた団体に限られますか。	申請資格を満たす団体であれば、法律によらない任意団体であっても申請は可能です。
12月19日	活動実績報告書と活動実施計画書は、いずれか一方が不十分であれば指定を受けることはできないのですか。	添付資料を含めた申請書類全体を審査し、審査基準を満たさないものがあれば指定を受けることはできません。
12月19日	本制度の今後の展望について教えてもらいたい。河川管理者が主に行っている治水・利水に加えて、本制度を活用した教育・福祉・環境の分野への展開を考えているのでしょうか。	今回、河川協力団体募集を行いました。 ご質問のような本制度の展開や委託契約などについては未定となっています。
12月19日	河川協力団体の募集は今後も継続されると考えて良いのでしょうか。	来年度以降は年1回程度の公募を予定しています。 今後申請を予定する場合は、組織の規約など必要な書類を確認の上、準備を進めておいてください。